

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成二十六年十一月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年八月二十日奈良県指令桜土第四七―三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年十月二十四日桜土第六六―六号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字千代一六七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字秦庄五八五番地

長嶺喜一